

## 第3章 統一的な基準による財務書類の基本的事項

### 1節 作成基準日・対象期間について

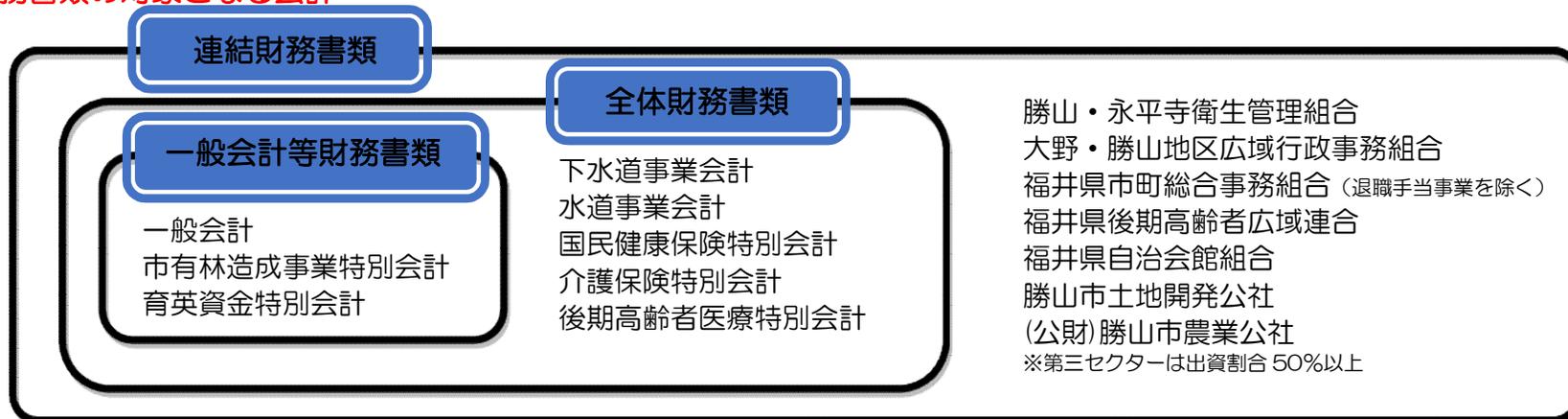
貸借対照表は、令和7年3月31日を作成基準日としています。

行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書は、令和6年4月1日～令和7年3月31日を作成対象期間としています。ただし、出納整理期間中（令和7年4月1日～令和7年5月31日）の出納については、基準日及び対象期間までに終了したものとして処理しています。

### 2節 連結の目的と必要性について

地方公共団体は、一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計からなる一般会計等（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」といいます。）第2条第1号に規定する「一般会計等」に同じ。）を基礎として財務書類を作成します。また、一般会計等で実施している事業のほかにも、下水道事業や国民健康保険事業など、様々な事業を行っています。また、こうした市が自ら行う事業以外にも、一部事務組合や第三セクター等が市と連携協力して実施している事業もあります。公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況さらには行政サービス提供に要した費用や資金収支の状況等を総合的に明らかにするため、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類をあわせて作成します。一般会計等、全体及び連結財務書類の対象となる団体（会計）は、下図のとおりです。

#### \*財務書類の対象となる会計



### 3節 財務書類について

財務書類は貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の4種類の表から構成されており、財務4表と呼ばれています。

#### (1) 貸借対照表

基準日時点において本市が保有している資産や負債の残高（ストック情報）を表しています。表の左側（借方）の「資産」は本市が保有している庁舎、道路などの固定資産や現金預金、基金、貸付金などの残高を表しています。表の右側（貸方）の「負債」は市債などを表しており、資産から負債を差し引いたものが「純資産」となります。

この表は、資産をどのような財源で形成したかを示しており、負債を将来世代の負担、純資産は現在までの世代の負担を表しています。資産は市民サービスの提供のために保有し、将来にわたり利用されることから、市債の償還を通じて将来世代にも負担してもらうという考え方がありますので、負債と純資産のバランス（世代間のバランス）なども考慮し、財政運営を行っていくこととなります。

また、貸借対照表は資産と負債・純資産の合計額が同額となることから、バランスシートともいいます。

#### (2) 行政コスト計算書

民間の損益計算書にあたるもので、会計年度中に行った行政活動のうち、福祉サービスやごみの収集にかかる経費など資産形成につながらない行政サービスに要する経常費用を人件費、物件費等、その他の業務費用、移転費用に区分して表し、これらの行政サービスにかかる財源として、使用料や手数料などの経常収益を表しています。また、災害復旧費などの臨時損失と資産売却などによる臨時利益を表しています。

#### (3) 純資産変動計算書

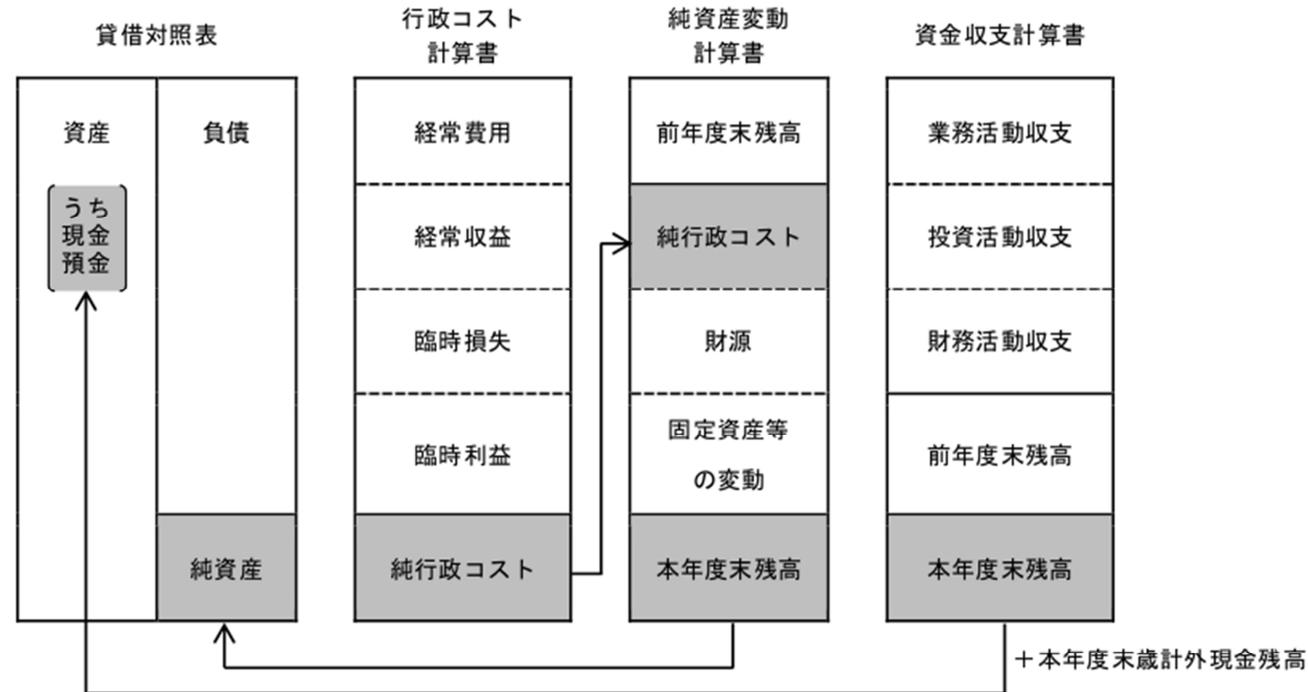
純資産（過去の世代や国・県が負担した将来返済しなくてよい財産）が会計年度中にどのように増減したかを、財源、資産評価差額、無償所管換等、比例連結割合変更に伴う差額、その他に区分して表したものです。

#### (4) 資金収支計算書

民間のキャッシュフロー計算書にあたるもので、会計年度中の資金の増減を「業務活動収支」、「投資活動収支」、「財務活動収支」に区分し、金額を表示したもので、どのような活動に資金が必要であったかを表しています。

#### 4節 財務4表の相互関係について

財務書類は貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の4種類の表から構成されていますが、それぞれの相互関係を示すと以下のとおりとなります。



- ①貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。
- ②貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されますが、これは純資産変動計算書の期末残高と対応します。
- ③行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。